

子供の安全確保に向けた取組について

広島県教育委員会

1 不審者情報発信

警察本部、国公立学校、各市町教育委員会などから提供のあった不審者情報を関係機関にメールで発信するとともに、件数の内訳を月別に集計し、研修会等で防犯への啓発活動に活用
《令和 6 年度上半期 318 件（前年同期比 1 件減少）》

※令和 6 年度不審者情報件数の詳細は、別紙のとおり

※関係機関：警察本部、学事課、安心保育推進課、こども家庭課、教育事務所、県立学校、市町教育委員会、広島大学附属幼稚園・小・中・高等学校

2 非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施

児童生徒が犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、市町教育委員会・学校に対し、非行防止教室や防犯教室等の取組を計画的に実施するよう指導

薬物乱用の防止については、学習指導要領に基づく指導の徹底を図るとともに、薬物乱用防止教室を中・高等学校において年 1 回は必ず開催するよう指導

また、小学校においては地域の実態に応じ、特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて薬物乱用防止教室の開催に努めるよう指導

3 通学路の安全確保

全ての市町において、「登下校防犯プラン」に基づき、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等で構成する推進体制を構築し、地域の実情に応じた取組を実施

また、通学路の要注意箇所や「子ども 110 番の家」等の緊急避難できる場所を周知するなど、各学校において安全指導を実施

4 防犯教育の学校安全指導者講習会の開催

学校における防犯教育の充実を図るため、教職員や保護者を対象として、防犯等に関する専門的知識・技能の向上のための講習会を実施

《令和 6 年度 10 月 9 日（水）開催（於：広島市）》

5 放課後子供教室の実施

市町において、放課後や週末等に子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の参画を得ながら、学習支援や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後子供教室を実施

《令和 6 年度 174 教室（20 市町）で実施予定》